

令和5年度 森町水質検査計画書-1 森町上水道(本町地区)

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	森 町 浄 水 場																		浄 水		原 水	検査の省略
			検 査 月																		1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上	
			浄 水									原 水												
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査																		●	●	●	不可
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																		●	●	●	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			●	●	不可
4	水銀及びその化合物	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																			□	●	可
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																			●	●	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	不可
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可(海水を原水とする場合は不可)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																			□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		不可
22	クロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		不可
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		不可
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		不可
29	ブromジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		不可
30	ブromホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回																			●		不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																			□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																			□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査																			□	●	可
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査																		○		●	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□	●	可
42	シエオスミン	0.0001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																			△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
43	2-メチルイソホルネオール	0.0001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査																			△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□省略1年1回	●	可
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																			□省略1年1回	●	可
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査																			○	●	不可
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査																			○	●	不可
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																			○	●	不可
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査																			○	●	不可
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																			○	●	不可
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査																			○	●	不可
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌(指標菌検査)	検出されないこと	原水1年12回検査																					大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																					H2O大腸菌定量検査により検出あり。

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれ少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所 : 鳥崎川水系鳥崎川 茅部郡森町字台台115番地1
 浄水採取場所 : 茅部郡森町字鷺の木51番地

令和5年度 森町水質検査計画書-2 上水道(駒・赤地区)

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	駒ヶ岳・赤井川地区簡易水道																		浄水		原水	検査の省略		
			検査回数	検査月															1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上					
				浄水					原水																	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				●	●	●	不可
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				□	●	●	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検															●	●	●	不可
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	不可
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(海水を原水とする場合は不可)
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□省略1年1回	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□省略1年1回	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
16	シス-1,2-ジクロロエチレン トランス1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	不可
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	不可
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	不可
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	不可
25	ジプロクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	不可
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	不可
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	不可
29	プロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	不可
30	プロモホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	不可
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回		検			検				検											●	●	●	不可
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査		検			検				検											□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査		検			検				検		検									□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水3ヶ月1回検査		検			検				検		検									□	●	●	可
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□	●	●	可
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検														△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査				検	検	検														△	●	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□省略1年1回	●	●	可
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																				□省略1年1回	●	●	可
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年12回検査																				検	検	検	大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと	原水1年2回検査																					急速濾過	濁度監視あり	

●：検査回数の減は無し
 ○：自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △：当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □：原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合は1年に1回以上、10分の1以下の場合は3年に1回以上とすることが出来る。
 可：過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったので、浄水の3箇月1回を1年1回に省略した。

原水採取場所：折戸川水系精進川 茅部郡森町字駒ヶ岳国有林
 事業区1157林班ソ小班内
 浄水採取場所：茅部郡森町字駒ヶ岳23番地44

令和5年度 森町水質検査計画書-3 濁川地区簡易水道

〔水質検査項目及び回数〕

No	項目名	水質基準	濁川・三岱地区簡易水道																								浄水		原水	検査の省略
			検査回数			検査月															1ヶ月1回以上	3ヶ月1回以上	1年1回以上							
						浄水																								
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
1	一般細菌	100個/ml以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可			
2	大腸菌	検出されないこと	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	●	●	●	不可			
3	カドミウム及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	●	●	不可			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					検	□	●				
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査				検		検															検	●	●	不可			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	不可			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					検	□省略1年1回	●	可(海水を原水とする場合は不可)			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□省略1年1回	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
17	トランス1,2-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
19	トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可(地下水を原水とする場合、近傍の地下水状況も勘案)			
21	塩素酸	0.5mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	不可			
22	クロ酢酸	0.02mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	不可			
23	クロホルム	0.06mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	不可			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	不可			
25	ジプロモクロロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	不可			
26	臭素酸	0.01mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	可(オゾン処理、次亜塩素酸消毒の場合は不可)			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	不可			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	不可			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	不可			
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	不可			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	浄水3ヶ月1回					検		検														検	●	●	不可			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査					検		検														検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可(薬品・資機材の使用状況も勘案)			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	浄水毎月1回、原水毎月検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	□	●	可			
38	塩化物イオン	200mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査					検		検														検	□	●	可			
40	蒸発残留物	500mg/l以下	浄水3ヶ月1回、原水1年1回検査					検		検														検	□	●	可			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□	●	可			
42	シェオスミン	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査						検	検	検													検	△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)			
43	2-メチルイソホルネオール	0.00001mg/l以下	浄水1年3回/時期、原水1年1回検査						検	検	検													検	△	●	可(湖沼水を水源とする場合は藻類発生状況も勘案)			
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□省略1年1回	●	可			
45	フェノール類	0.005mg/l以下	浄水1年1回、原水1年1回検査																					検	□省略1年1回	●	可			
46	有機物(全有機炭素(TOC))	0.3mg/l以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
47	PH値	5.8-8.6	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
48	味	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
49	臭気	異常でないこと	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
50	色度	5度以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
51	濁度	2度以下	浄水毎月、原水1年1回検査			検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	検	○	●	●	不可			
	大腸菌(最確数法)・嫌気性芽胞菌【指標菌検査】	検出されないこと	原水1年2回検査(地下水)																					検			大腸菌(定量試験)・ウエルツシュ芽胞菌			
	クリプトスポリジウム原虫検査	検出されないこと																												

●: 検査回数の減は無し
 ○: 自動連続測定・記録している場合3ヶ月に1回以上とすることが出来る。
 △: 当該物質を産出する藻類の発生時期のみ
 □: 原水水質が大きく変わるおそれが少なく、過去3年間の検査結果が基準値の5分の1以下の場合1年に1回以上、10分の1以下の場合3年に1回以上とすることが出来る。
 可: 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことが無く、かつ、原水・水源の状況を勘案し判断する。ただし、省略した項目についても3年に1回は検査ただし、特記は、過去3年に基準値を超えることがなかったため、浄水の3箇月1回を1年に1回に省略した。

原水採取場所: 三岱地下水1号井 茅部郡森町字三岱102番地2
 三岱地下水2号井 茅部郡森町字三岱56番地1
 浄水採取場所: 茅部郡森町字濁川88番地